

# 交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、間違っているものには×を記入してください。

- ① 信号機は、自分の進行方向の前方の信号機に従わなければならないが、横の信号が赤色になれば、前方の信号は必ず青色になっているので進行してもよい。

- ② 自転車に乗っている時に、歩行者とぶつかってしまい、相手の人に「ケガをしていませんか。」と問いかけると「大丈夫です。」と言ったので、そのまま立ち去った。

- ③ 自転車で交差点に入るときに、歩行者用信号機（「歩行者・自転車専用」と表示されている）の青色灯火が点滅していたが、車両用信号機が青色灯火のままだったので、そのまま横断した。

- ④ 自転車で走行中、一時停止の標識のある交差点で、左右の安全を確かめ、速度を落として進行した。

- ⑤ 自転車を運転中、一定の違反行為（危険行為）をして繰り返し検挙されたり、交通事故を起こした場合は、自転車運転者講習の受講を命ぜられる。

# 交通安全テスト 令和3年5月号

## 解答・解説 (中学・高校生用)

① 信号機は、自分の進行方向の前方の信号機に従わなければならないが、横の信号が赤色になれば、前方の信号は必ず青色になっているので進行してもよい。【×】

A：横の信号が赤色であっても、前方の信号が青色になっているとは限りません。

● 交通の方法に関する教則 第1章第2節1 (信号の意味(抜粋))

(2) 信号機の信号は、前方の信号を見るようにしましょう。横の信号が赤であっても、前方の信号が青であるとは限りません。例えば、全方向が一時的に赤になる信号や、時差式信号機のように特定方向の信号が赤に変わる時間をずらせているものもあります。

### <指導のポイント>

交差点にある信号機のほとんどでは、一時的に全部の信号が赤色になるタイミングがあります。また、時差式信号機等もありますので、横の信号が赤であっても、進路前方の信号機を確認し、安全を確かめましょう。

② 自転車に乗っている時に、歩行者とぶつかってしまい、相手の人に「ケガをしていますか。」と問いかけると「大丈夫です。」と言ったので、そのまま立ち去った。【×】

A：交通事故があった時は、相手が事故現場から立ち去ったとしても、警察に事故の届出をしなければなりません。

● 道路交通法第72条第1項 (交通事故の場合の措置(抜粋))

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

### 【罰則】

● 救護措置義務違反 (死傷事故の場合 (ひき逃げ))

- ・ 運転者 (人の死傷がその運転者の運転に起因する場合)  
→ 10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・ 運転者 (上記以外の場合)  
→ 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・ 軽車両 (自転車等) の運転者  
→ 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

軽車両の運転者を除く

● 報告義務違反 (あて逃げ)

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

### <指導のポイント>

自転車も車の仲間ですので、警察への届出義務があります。そのまま立ち去ると道路交通法違反(救護措置義務違反、報告義務違反)に問われる場合があります。

その時は大丈夫、相手も立ち去ったし大したことないだろうと思っていても、後から痛みが出てくることもあり、そうなった時に届出を怠っているとひき逃げ事件となります。

交通事故を起こした場合は、相手が事故現場から立ち去ったとしても、自分で110番通報するか、周りの人に110番通報を依頼する等して、必ず警察に届出をしなければなりません。

③ 自転車で交差点に入るときに、歩行者用信号機（「歩行者・自転車専用」と表示されている）の青色灯火が点滅していたが、車両用信号機が青色灯火のままだったので、そのまま横断した。【×】

A：歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されているときは歩行者用信号機に従わなければなりません。また、青色の灯火が点滅しているときは横断を始めてはいけません。

- 道路交通法第7条（信号機の信号等に従う義務（抜粋））  
道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければならない。
- 道路交通法施行令第2条第4項  
公安委員会が、人の形の記号を有する青色の灯火、人の形の記号を有する青色の灯火の点滅又は人の形の記号を有する赤色の灯火の信号を表示する信号機について、当該信号機の信号が歩行者及び自転車に対して意味を表示するものである旨を内閣府令（道路交通法施行規則第3条の2（信号の表示））で定めるところにより表示した場合における当該信号の意味は、次の表の上欄に掲げる信号の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

人の形の記号を有する赤色の灯火	人の形の記号を有する青色の灯火の点滅	人の形の記号を有する青色の灯火
1 省略 2 自転車は、道路の横断を始め、又は停止位置を越えて進行してはならないこと。 3 省略 4 省略	1 省略 2 自転車は、 <u>道路の横断を始めてはならず</u> 、また、当該信号が表示された時において停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除き、停止位置を越えて進行してはならないこと。	1 省略 2 自転車は、直進をし、又は左折することができること。

- 交通の方法に関する教則 第1章第2節1（信号の意味（抜粋））  
(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と横断歩道を進行する普通自転車に対するものですが、その他の自転車もその信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号機の信号に従わなければなりません。
- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））  
(1) 信号が青になってから横断しましょう。  
なお、「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合や横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。

<指導のポイント>

自転車は、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」と書かれた表示板が設置されている所では、当該歩行者用信号機に従わなければなりません。

④ 自転車で走行中、一時停止の標識のある交差点で、左右の安全を確かめ、速度を落として進行した。【×】

A：自転車も止まらなければならない。

- 道路交通法第43条（指定場所における一時停止（抜粋））

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前で一時停止しなければならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方（抜粋））

(2) 信号機などによる交通整理が行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通らしましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は軽車両に分類される。

<指導のポイント>

車の仲間である自転車も、一時停止「止まれ」の標識がある交差点では、必ず一時停止しなければなりません。

道路標識のない交差点でも、いきなり飛び出さないで、安全を確かめ速度を落として通らしましょう。

また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止して安全を確かめてから進むようにしましょう。

指定場所一時不停止違反は問題⑤の自転車運転者講習の対象となる危険行為に該当します。

⑤ 自転車を運転中、一定の違反行為（危険行為）をして繰り返し検挙されたり、交通事故を起こした場合は、自転車運転者講習の受講を命ぜられる。【〇】

A：違反行為をして繰り返し検挙されたり、違反行為をして繰り返し交通事故を起こしたりすると自転車運転者講習の受講を命ぜられます。

● 道路交通法第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令（抜粋））

公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるものを反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第108条の2第1項第14号に掲げる講習を受けるべき旨を命ずることができる。

※ 道路交通法第108条の2第1項（講習）

公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

第14号 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

～政令で定めるもの～

● 道路交通法施行令第41条の3（危険行為）

法第108条の3の4の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

- 1 法第7条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為
- 2 法第8条（通行の禁止等）第1項の規定に違反する行為
- 3 法第9条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反する行為
- 4 法第17条（通行区分）第1項、第4項又は第6項の規定に違反する行為
- 5 法第17条の2（軽車両の路側帯通行）第2項の規定に違反する行為
- 6 法第33条（踏切の通過）第2項の規定に違反する行為
- 7 法第36条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 8 法第37条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 9 法第37条の2（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
- 10 法第43条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為
- 11 法第63条の4（普通自転車の歩道通行）第2項の規定に違反する行為
- 12 法第63条の9（自転車の制動装置等）第1項の規定に違反する行為
- 13 法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反する行為（法第117条の2第1号に規定する酒に酔った状態でするものに限る。）
- 14 法第70条（安全運転の義務）の規定に違反する行為
- 15 法第117条の2第6号・法117条の2の2第11号の罪に当たる行為（妨害運転）

<指導のポイント>

自転車運転者講習の対象となる危険行為



前図に示されている15の違反行為は、自転車運転者講習制度の危険行為として定められています。